岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例(平成12年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

		Ş	女正前				Ş	女正後	
L 另	川表第1(第2条関係)				別	表第1 (第2条関係)			
		総務事	務関係手数料				総務事	務関係手数料	
	事務	名 称	金 額	指定試験機関等		事務	名 称	金 額	指定試験機関等
	[略]					[略]			
	9 消防法第13条の	[略]	[略]	財団法人消防試		9 消防法第13条の	[略]	[略]	一般財団法人消
	3第3項の規定に			験研究センター		3第3項の規定に			防試験研究セン
	基づく危険物取扱			(昭和59年10月		基づく危険物取扱			<u>9-</u>
	者試験の実施			1日に財団法人		者試験の実施			
				消防試験研究セ					
				<u>ンターという名</u>					
				称で設立された					
				<u>法人をいう。)</u>					
	[略]					[略]			
	15 消防法第17条の	[略]	[略]	財団法人消防試		15 消防法第17条の	[略]	[略]	一般財団法人消
	8第3項の規定に			験研究センター		8第3項の規定に			防試験研究セン
	基づく消防設備士			(昭和59年10月		基づく消防設備士			<u>9-</u>
	試験の実施			1日に財団法人		試験の実施			
				消防試験研究セ					
				<u>ンターという名</u>					
				称で設立された					

			<u> 法人をいう。)</u>
[略]			
27 火薬類取締法第	[略]	[略]	社団法人全国火
31条第3項の規定			薬類保安協会(
に基づく丙種火薬			昭和47年4月1
類製造保安責任者			日に社団法人全
免状又は火薬類取			国火薬類保安協
扱保安責任者免状			会という名称で
に係る試験の実施			設立された法人
			<u>をいう。)</u>
[略]			•

別表第2(第2条関係)

政策地域事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法(昭	[略]	[略]	財団法人行政書
和26年法律第4号			士試験研究セン
) 第3条第2項の			ター (平成12年
規定に基づく行政			4月14日に財団
書士試験の施行			法人行政書士試
			験研究センター
			という名称で設
			立された法人を
			<u>いう。)</u>
[略]			

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
----	-----	----	---------

[略]			
27 火薬類取締法第	[略]	[略]	公益社団法人全
31条第3項の規定			国火薬類保安協
に基づく丙種火薬			<u>会</u>
類製造保安責任者			
免状又は火薬類取			
扱保安責任者免状			
に係る試験の実施			
[略]			

別表第2(第2条関係)

政策地域事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法(昭	[略]	[略]	一般財団法人行
和26年法律第4号			政書士試験研究
) 第3条第2項の			センター
規定に基づく行政			
書士試験の施行			
[略]			

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務 名称 金額 指定試験機関

[略]			
60 食鳥処理の事業	[略]	[略]	社団法人岩手県
の規制及び食鳥検			獣医師会 (昭和
査に関する法律第			46年7月1日に
15条第1項から第			社団法人岩手県
3項までの規定に			獣医師会という
基づく食鳥検査			名称で設立され
			た法人をいう。
			<u>)</u>
[略]			•

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名 称	金名	指定試験機関等
[略]			
28 児童福祉法(昭	[略]	[略]	社団法人全国保
和22年法律第164号			育士養成協議会
) 第18条の8第2			(昭和44年8月
項の規定に基づく			20日に社団法人
保育士試験の実施			全国保母養成協
			議会という名称
			で設立された法
			<u>人をいう。)</u>
[略]			·

別表第7(第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
「略〕			

[略]			
60 食鳥処理の事業	[略]	[略]	一般社団法人岩
の規制及び食鳥検			手県獣医師会
査に関する法律第			
15条第1項から第			
3項までの規定に			
基づく食鳥検査			
[略]			

別表第4(第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事 務	名 称	金額	指定試験機関等
[略]			
28 児童福祉法(昭	[略]	[略]	一般社団法人全
和22年法律第164号			国保育士養成協
) 第18条の8第2			<u>議会</u>
項の規定に基づく			
保育士試験の実施			
[略]			

別表第7(第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
[略]			

31 宅地建物取引業	[略]	[略]	財団法人不動産
法第16条第1項の			適正取引推進機
規定に基づく宅地			構 (昭和59年4
建物取引主任者資			月12日に財団法
格試験の実施			人不動産適正取
			引推進機構とい
			う名称で設立さ
			れた法人をいう
			<u>。)</u>
[略]			

31 宅地建物取引業	[略]	[略]	一般財団法人不
法第16条第1項の			動産適正取引推
規定に基づく宅地			進機構
建物取引主任者資			
格試験の実施			
[略]			

2 別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名 称	金額	指定試験機関等
[略]			
51 動物の愛護及び	動物取扱	[略]	
管理に関する法律	業登録申		
第10条第1項の規	請手数料		
定に基づく <u>動物取</u>			
<u>扱業</u> の登録の申請			
に対する審査			
52 動物の愛護及び	動物取扱	[略]	
管理に関する法律	業登録更		
第13条第1項の規	新申請手		
定に基づく <u>動物取</u>	<u>数料</u>		
<u>扱業</u> の登録の更新			

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事 務	名 称	金額	指定試験機関等
[略]			·
51 動物の愛護及び	第一種動	[略]	
管理に関する法律	物取扱業		
第10条第1項の規	登録申請		
定に基づく <u>第一種</u>	手数料		
動物取扱業の登録			
の申請に対する審			
查			
52 動物の愛護及び	第一種動	[略]	
管理に関する法律	物取扱業		
第13条第1項の規	登録更新		
定に基づく <u>第一種</u>	申請手数		
動物取扱業の登録	<u>料</u>		

の申請に対する審	の更新の申請に対
査	する審査
[略]	[略]
55 動物の愛護及び 大又はね (1) 生後91日以	55 動物の愛護及び 大又は猫 (1) 生後91日以
管理に関する法律 <u>こ引取手</u> 上の犬又は <u>ねこ</u>	管理に関する法律 <u>引取手数</u> 上の犬又は <u>猫</u>
<u>第35条第1項</u> の規 <u>数料</u> 1頭 2,000円	<u>第35条第1項本文</u> 料 1頭 2,000円
定に基づく犬又は (2) 生後90日以	の規定に基づく犬 (2) 生後90日以
<u>ねこ</u> の引取り 内の犬又は <u>ねこ</u>	又は <u>猫</u> の引取り 内の犬又は <u>猫</u>
1頭 400円	1頭 400円
56 動物の愛護及び 動物取扱 [略]	56 動物の愛護及び <u>第一種動</u> [略]
管理に関する法律 <u>業登録証</u>	管理に関する法律 <u>物取扱業</u>
施行規則(平成18 再交付手	施行規則 (平成18 <u>登録証再</u>
年環境省令第1号 数料	年環境省令第1号 <u>交付手数</u>
)第2条第6項の)第2条第6項の 料
規定に基づく登録	規定に基づく登録
証の再交付	証の再交付
[略]	[略]

附則

備考 改正部分は、下線の部分である。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年9月1日から施行する。